



平成26年9月4日
住宅局建築指導課

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第10条の規定により、中央建築士審査会（8月28日開催）の同意を得て、別紙のとおり懲戒処分（8月28日付け）を行いましたので公表します。

一級建築士の懲戒処分について

1 山本 了一 (登録番号 第100641号)

① 処分の内容

平成27年1月1日から業務停止6月

② 処分の原因となった事実

有限会社山本了一建築事務所(愛知県知事登録(い-18)第5847号、平成23年10月16日付け抹消)(以下「建築士事務所」という。)の開設者として、建築士事務所の登録期間が満了したにもかかわらず、建築士法第23条第3項の規定に違反し、更新登録を受けず他人の求めに応じ報酬を得て、愛知県内の建築物(3物件(建築確認:平成24年9月(2物件)、同年11月))について、建築確認申請の代理、設計及び工事監理を業として行った。

また、建築士事務所の開設者として、建築士事務所の所在地を変更したにもかかわらず、建築士法第23条の5第1項の規定に違反し、その旨を愛知県知事に届け出なかった。

また、建築士事務所の開設者として、建築士法第23条の6の規定に違反し、設計等の業務に関する報告書を愛知県知事に提出しなかった。

また、上記の3物件について、一級建築士として、建築士法第24条の6の規定により定められた事項を記載した書類を建築士事務所に備え置くことを怠った。

また、上記の3物件について、一級建築士として、建築士法第24条の7第1項の規定により定められた事項について記載した書面の建築主に対する交付及び説明を行わなかった。

さらに、上記の3物件について、一級建築士として、建築士法第24条の8第1項の規定により定められた書面の設計又は工事監理業務委託者に対する交付を行わなかった。

2 小野 秀一 (登録番号 第103048号)

① 処分の内容

平成27年1月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

東京都内の建築物(1物件(建築確認:平成23年12月))について、株式会社木下工務店東京一級建築士事務所(東京都知事登録第47342号、平成24年9月30日廃業)の業務に関し、設計者として、建築基準法第43条第1項の規定に違反する設計(建築物の敷地は道路に2m以上接しなければならないが、本件建築物の敷地は共有通路部分を含んでいることから建築基準法施行令第1条第1号による「一団の土地」と言えず、その結果、共有通路部分を除いた敷地だけでは道路に接していない設計)を行った。

3 奥井 義信 (登録番号 第84577号)

① 処分の内容

平成27年1月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

奈良県内の建築物(1物件(建築確認:平成24年12月))について、株式会社建匠設計事務所(大阪府知事登録(二)第13148号、平成21年7月10日付け抹消)の開設者として、同事務所の登録期間が満了したにもかかわらず、建築士法第23条第3項の規定に違反して、更新の登録を受けず他人の求めに応じ報酬を得て構造設計を業として行った。

また、同物件について、一級建築士として、建築士法第24条の4第1項の規定により定められたものを記載した帳簿の備え付け及び保存並びに同条第2項の規定により定められた業務に関する図書の保存を行わなかった。

さらに、同物件について、一級建築士として、建築士法第24条の8第1項の規定により定められた書面の構造設計業務委託者に対する交付を行わなかった。

4 横尾 武史 (登録番号 第84601号)

① 処分の内容

平成27年1月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

大阪府内の建築物（1物件）について、株式会社大長工務店の業務に関し、一級建築士たる工事施工者として、建築基準法第6条第14項の規定に違反し、同法第6条第1項又は第6条の2第1項による確認済証の交付を受けずに建築工事を行った。

5 大塚 民夫（登録番号 第131579号）

① 処分の内容

平成27年1月1日から業務停止3月

② 処分の原因となった事実

大阪府内の建築物（3物件（建築確認：平成25年9月））について、一級建築士事務所セントライフ設計室（大阪府知事登録（ロ）第22761号）の業務に関し、建築確認申請の代理者及び工事監理者として、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。

6 辰巳 愁侍（登録番号 第158968号）

① 処分の内容

平成27年1月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

北海道内の建築物（1物件（工事請負契約：平成16年9月））について、株式会社辰巳建設一級建築設計事務所（北海道知事登録（上）第0225号）の業務に関し、工事監理者として、同建築物に建築基準法施行令第129条の3に規定するエレベーターを設置する工事は、建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により、確認済証の交付を受けなければならないにもかかわらず、確認済証の交付を受けずに同工事が行われることを容認した。

7 山田 裕之（登録番号 第286269号）

① 処分の内容

平成27年1月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

大阪府内の建築物（1物件）について、ウィズ建築設計事務所（大阪府知事登録（ロ）第22135号）の業務に関し、建築確認申請の代理者及び工事監理者として、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。

以上